

定 款

一般社団法人 日本ミャンマー協会

平成 23 年 12 月 7 日
変更 平成 24 年 3 月 16 日
変更 平成 24 年 11 月 28 日
変更 平成 27 年 3 月 17 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ミャンマー協会（以下「本会」という。）と称する。
英文では Japan Myanmar Association（略称 JMA）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

3 本会は、内部組織としてミャンマー総合研究所（英文では Japan Myanmar Association-Myanmar Economy and Management Institute 略称 JMA-MEMI）を設置する。本会のその他の内部組織は、理事会の決議により決定する。

(目的)

第3条 本会は、日本ミャンマー間の民間レベルによる経済、社会及び文化等を含む幅広い分野での交流を通して、両国間の関係強化・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本ミャンマー間の貿易投資を発展させる為の支援
- (2) 日本ミャンマー間の産業技術及び科学技術発展に向けた協力・支援
- (3) ミャンマーの社会及び経済発展に資する人材育成（産業人材を含む）への協力
- (4) 日本ミャンマー間の学術、教育、芸術、スポーツ等の文化交流（人的交流を含む）
- (5) ミャンマーの政治、経済、社会及び文化等に関する調査、研究及びその広報
- (6) 日本ミャンマー間の相互理解、関係強化の為の講演会・フォーラム等の開催
- (7) 会報等の刊行及び情報発信
- (8) 政府その他に対する意見の具申
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告にすることが出来ない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 正会員 | 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体 |
| (2) 学生会員 | 本会の目的に賛同して入会した学生 |
| (3) 賛助会員 | 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体 |
| (4) 名誉会員 | 本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者 |

(入会)

第8条 正会員、学生会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申し込み書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び学生会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第21条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかつたとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利

を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、次の通りとする。

- (1) 個人の正会員は、1名につき1個とする。
- (2) 団体の正会員は、その支払う年会費を個人の正会員の支払う年会費で除した値の小数点以下を切り捨てた整数値の個数とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

- 第25条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、5名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち5名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名以内を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

(理事及び監事の選任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

- 第27条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、本会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、増員により選任された理事の任期は、専任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の多数をもって行う。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 本会は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で本会が予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問)

第34条 本会に、名誉会長を1名、最高顧問を1名、相談役を1名、顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問は、任期を定めた上で理事会の決議により選任する。
3 名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問の職務)

第35条 名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(5) 第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき

(3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があつたとき

(5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事及び監事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 本会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第47条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第9章 附 則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令に従う。

<以下余白>